

宍道湖の水草対策について

1. 背景

近年宍道湖において、水草が異常繁茂し、生活環境等への影響がみられるようになってきました。特に本年度は水草の一種のオオササエビモの量が過去5年間で最大だった平成27年度の1.5倍の約1,500トン(島根県調査)になりました。水草が増えることにより、水産業ではシジミの漁場の縮小、漁船の航行障害などの影響や、夏以降沿岸に打ち上げられた水草の腐敗に伴う悪臭が発生するなどの被害が発生しています。

2. 国土交通省、島根県、出雲市及び松江市のこれまでの対応

水草の異常繁茂の対応については、国土交通省出雲河川事務所、島根県、出雲市、松江市が連携し対策を実施しており、国土交通省出雲河川事務所における本年度の回収量は11月末現在約470トンで、うち出雲市分は106トンとなっています。

3. 出雲市の今後の対応

今後も水草の繁茂の拡大が予想されることから、昨年12月末、島根県及び国土交通省出雲河川事務所から出雲市に、水草の除去が円滑に進むよう協力依頼があり、市として次のとおり協力することとしました。

(1) 水草を直接すき込み可能な場所の情報提供について

現時点で積極的な受け入れ可能な場所は見つかっていないため、今後、県農業技術センター等で研究、技術支援されるよう要請。

(2) 水草を水切りするための仮置き場となる場所の情報提供について

市として使用可能な場所の情報提供をします。

(3) 市の一般廃棄物処理施設で水草等を処理する際の手数料の減免について

水草の大量発生という不測の事態であること、国、県、市が連携し対策を実施していることを勘案し、国が実施する宍道湖の水草等回収事業に限定して、一般廃棄物手数料の全額を免除します。

(4) 市内外の廃棄物処理施設で処理する場合の廃掃法上の円滑な手続きについて

宍道湖の水草等を再生(堆肥化)処理する廃棄物処理業者が、自らの再生処理施設まで運搬する場合に限り、本市の一般廃棄物の収集運搬を許可します。